

4 給食費の徴収状況について

1) 現年度分徴収状況

単位：円

年 度	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額	人数	徴収率
H28.1月現在	250,319,122	246,868,294		3,450,828	337	98.62%
平成26年度	292,682,991	290,001,285	81,000	2,600,706	109	99.08%
平成25年度	272,555,787	269,343,664		3,212,123	261	98.82%
平成24年度	265,867,638	262,832,225		3,035,413	151	98.85%

準要保護児童・生徒の件数

単位：人

年 度	H27.12月現在	平成26年度	平成25年度	平成24年度
件数	275	268	251	218

経済的理由などにより、給食費、学用品費などを援助する児童・生徒が年々増加し、平成24年度を基準に準要保護世帯は26%増加している。

2) 過年度分徴収状況

単位：円

年 度	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額	徴収率
H27.12月現在	12,633,930	1,705,085	0	10,928,845	13.50%
平成26年度	11,919,289	1,739,145	111,800	10,068,344	14.59%
平成25年度	10,655,458	1,946,242	0	8,709,216	18.55%
平成24年度	8,651,918	1,077,373	0	7,574,545	12.45%

現在行っている給食費の徴収対策について

①口座振替の推進

市では給食費の徴収率向上のため口座振替を推進しており、毎年10月頃に開催される小学校入学前健康診断時に学校給食共同調理場の職員が出向き、小学校新1年生の保護者に給食についての説明と口座振替依頼書の配布をしております。

口座振替は、生活保護家庭及び準用保護家庭の児童以外は全ての保護者の皆さんにお願いしており、資金不足等の理由により口座振替ができなかった場合は未納のお知らせが学校を経由して家庭に届くことも合わせて説明しております。

②電話催告や訪問徴収の実施

口座振替ができなかった家庭に対しては、毎月各学校を通じて未納のお知らせを配布しています。その後未納者については、電話催告や訪問徴収、催告書等を郵送し納付を促しています。

催告書等が転居先不明などにより届かず返送された場合は、転出先の住所地へ住民票の照会を行い、再度郵送しております。

③児童手当からの納付の依頼

電話催告や訪問徴収において、納付を促してもなお納付が難しいとの申し出に対しては児童手当からの納付を依頼し、「申出書」を提出していただいています。

児童手当からの徴収については、これまで過年分について行っていたものを現年度分についても適用できるように様式等の変更を行うとともに1回の提出により卒業時まで徴収できるよう記述内容も変更して、事務の効率化と滞納額の減少並びに新規滞納者の抑制を図っております。

児童手当から給食費への支払申出件数及び充当金額

平成 25 年度	12 件	217,450 円
平成 26 年度	1 件	40,000 円
平成 27 年度	16 件	468,970 円 (H28.2 支給分の児童手当除く)

④支払督促制度

電話催告や徴収訪問においても支払いの意思を見せない長期滞納者に対しては、法的措置として民事訴訟法に基づき滞納者の住所地の簡易裁判所に支払督促の申し立てを実施しています。

支払督促制度では、裁判所の書記官から債務者に対し支払督促が発布され、債務者から異議申し立てがない場合、給料等の強制執行が可能となります。

同制度の実施は、平成 25 年度に 2 件、平成 26 年度は 1 件、平成 27 年度は 1 件実施しておりますが、いずれも分納誓約などにより納付の意志を示したため強制執行に至ったケースはありません。

平成 27 年度支払督促の申立て内容

対象者：1 名

滞納額： 67,250 円 (平成 21 年度分 21,500 円、平成 25 年度分 45,750 円)

支払督促に至るまでの状況：平成 26 年 9 月催告書、平成 27 年 1 月最終通告書の郵送。同年 3 月自宅訪問したが、不在のため滞納明細書を添付し、不在票をポストに投函したが、債務者は給食費を支払わない状況であった。

債務者に千葉地方裁判所佐倉支部佐倉簡易裁判所に学校給食費請求事件として支払督促の申出を行い、4 月 1 日債務者に送達された。その結果、本人から滞納分の給食費を分納する異議申立てがあり、分納誓約書を受領した。滞納している給食費が納付される見込みとなったことから支払督促の取り下げをした。

現在の未納状況：37,150 円 (30,100 円納付済み)

5 その他

今後の徴収対策について

- (1) 給食費未納者の給食停止の検討
- (2) 給食費の徴収を学校で行うことの検討